

山梨県公報

第千四百六十八号

平成十六年

四月十二日

月 曜 日

目 次

包括外部監査契約の締結	二九七
道路の供用開始	二九七
建築基準法に基づく道路位置指定	二九七
字の区域変更	二九七
その他	二九八
山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程	二九八

告 示

山梨県告示第二百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十六年四月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成十六年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 平嶋育造
住所 山梨県甲府市丸の内二丁目二十四番一号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払い、必要に応じ前金払い

山梨県告示第二百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年五月六日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年四月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	西八代郡上九一色村大字古関字栗原二四九四番の一地先から西八代郡上九一色村大字古関字栗原二三五四番の一地先まで	三七一・〇	平成十六年 四月十二日

山梨県告示第二百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
東八代郡石和町上平井字下前田六二四番一
- 二 道路の幅員
最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 三 道路の延長
三七・六三メートル

山梨県告示第二百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、山中湖村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年四月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字山中字沖新畑一〇九九の二七六から一〇九九の二七八まで 大字山中字栗木林一三九〇、一三九五の一、一三九五の八から一三九五の一まで、一三九五の二三から一三九五の二六まで、一三九六の二、一三九六の三	大字山中字新畑

その他

山梨県議会訓令第一号
 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十六年四月十二日

山梨県議会議長 皆 川 巖

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程
 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十二月三十一日山梨県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。
 第三節第六中

土地等の譲渡等に係る事業 取得及び雑所得	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得				
商品先物取引に係る事業所得及び雑所得				

を

土地等の譲渡等に係る事業

所得及び雑所得			
短期譲渡所得			
長期譲渡所得			
株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
先物取引に係る事業所得及び雑所得			

に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。